

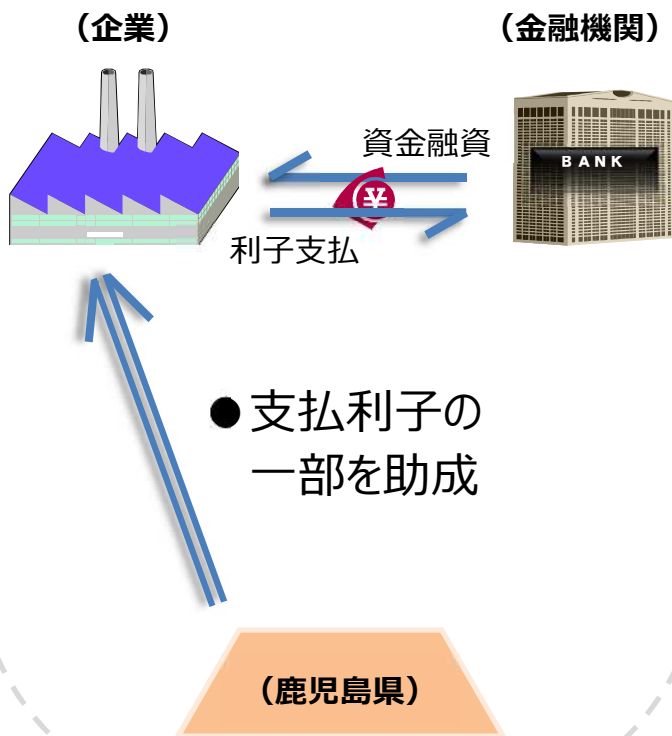
県内企業向け
平成30年度～

生産設備投資支援利子補給補助金

企業(製造業)において設備投資に際して資金の借入をされた場合、その支払利子の一部を助成することにより、企業の皆さまの前向きな設備投資を支援します。

対象地域：種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域

事業の仕組み



補助要件

- 以下の要件を満たす必要があります。
 - ・ 新商品の開発や新たな生産方式の導入など事業の生産性の向上を図る設備投資であること。
 - ・ 設備投資額が500万円以上であること。
 - ・ 設備投資のための借入（500万円以上）であること。
 - ・ 金融機関から借入を行っていること。

支援内容

- 支払利子のうち利率1%相当分以下の額
(※借入金の上限5000万円)
- 最長7年間

※補助を受けるためには上記以外の要件がございます。

くわしくは、下記の企業誘致担当までお気軽にお問い合わせください。

【鹿児島県庁産業立地課】 099-286-2985

【鹿児島県東京事務所】 03-5212-9062

【鹿児島県大阪事務所】 06-6341-5618

生産設備投資支援利子補給補助金の概要

対象者

県内製造業事業者

※種子・屋久地域，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島，三島・十島地域を除く県内全域

補助要件

- 1 施設・設備の新設，増設及び設備の更新が事業の生産性の向上を図る投資であること
- 2 施設・設備の新設，増設及び設備の更新が500万円以上であること
- 3 施設・設備の新設，増設及び設備の更新のための借入であること
- 4 金融機関から資金の借入を行っていること

補助限度額

- 1 支払利子のうち利率1%相当額（上限）×7年間（最長）
- 2 対象となる借入金上限 5,000万円